

戸建て木造住宅の耐震化を支援します

南阿蘇村では地震に強いまちづくりを目指し、戸建て木造住宅の耐震性を向上させるため、一定の条件を満たす戸建て木造住宅の総合支援メニュー（一括工事）・耐震改修設計・耐震改修工事・建替え設計工事・耐震シェルター工事・耐震診断の費用の一部を補助します。この機会にご自宅の耐震化について、ご検討ください。

各補助メニュー共通の要件

- ① 南阿蘇村に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
- ② 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3階以下のもの
- ③ **平成12年5月31日**以前に着工したものの又は平成28年熊本地震により**り災**したことが確認できるもの
- ④ 住宅の所有者かつ居住者で、村税の滞納のない方

※ 要件は主要なものを抜粋しています。詳細についてはお問い合わせください。

補助メニュー一覧

補助メニュー	個別要件	補助率	補助金の額
① 総合支援メニュー 耐震改修設計から耐震改修工事まで総合的に実施するものの補助	耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの	90%以内	最大 157.5万円
② 耐震改修設計	共通要件のみ	2/3以内	最大 20万円
③ 耐震改修工事	耐震診断の結果、倒壊の危険性があるもの	50%以内	最大 60万円
④ 建替え設計工事 耐震性がない住宅を解体し、同じ敷地での建替え工事費の補助	耐震診断の結果、倒壊の危険性があるもので、省エネ基準等に適合した住宅を建築すること	90%以内	最大 157.5万円
⑤ 耐震シェルター工事 家屋が倒壊しても一定の空間を確保するための耐震シェルターの設置費の補助	耐震診断の結果、倒壊の可能性があり、又は大規模半壊以上の り災 をしている住宅	50%以内	最大 20万円

補助メニュー	個別要件	自己負担の額
⑥ 耐震診断 戸建て木造住宅の耐震診断を行うための耐震診断費用の補助	他の補助制度等による補助金の交付を受けて耐震診断を行っていないもの	3,000円程度

※ 熊本県の耐震診断士派遣制度が令和2年度に終了したため、南阿蘇村の派遣制度を3年度より創設しました。

※ 令和9年度は、①総合支援メニュー④建替え設計工事の補助金の額が最大107.5万円となる予定です。

令和8年度事業受付

受付期限：令和8年9月30日（水）

【土・日・祝日を除く】まで随時

問い合わせ先 南阿蘇村建設課 TEL 0967-67-3178

※ 提出書類やその他詳しいことは、事前に建設課へお問い合わせください。

危険ブロック塀等安全確保支援事業

令和8年度においても継続して本事業を実施いたします。この事業は倒壊の恐れがある危険なブロック塀等を除去し、道路通行者等の安全を確保する事業となっています。

<主な事業要件等>

- 通学路・避難路等に指定された道路に面した倒壊の恐れがある危険ブロック塀
(道路面より80cm以上の高さがあり、倒壊の恐れがあるもの)
- 除去工事費用を最大20万円補助いたします
- 除去工事と併せてフェンス等代替施設の設置をされる場合は、別途最大5万円の補助をいたします
- その他要件がありますので建設課へご相談ください。

問い合わせ先 南阿蘇村建設課 TEL 0967-67-3178